

令和3年度第6回

# 川本町農業委員会総会議事録

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分については■で消しています

# 令和3年度第6回川本町農業委員会総会議事録

## 1. 開催日時

令和3年9月21日(火) 13時30分 開 会

## 2. 開会場所

川本町役場 大会議室

## 3. 出席委員

第1番 福谷 善彦 委員      第2番 戸田 昭 委員  
第3番 大迫 清恵 委員      第4番 城納 清隆 委員  
第5番 釜田 雄二 委員

## 4. 欠席委員

## 5. 会議に付した議案等

議案第1号 農地法第2条に規定する農地でない土地の証明願について  
議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第3号 農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更について  
報告第1号 携帯電話基地局設置工事に伴う届出について  
報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出について

## 6. その他

## 7. 事務局

事務局長 名原 昌邦      主任 大友 康平

## 8. 議事

事務局

本日の川本町農業委員会総会及び推進会議・研修会を開催するため、農業委員の他に最適化推進委員の皆さまに出席していただいております。開催するにあたり会長より一言ご挨拶をお願いします。

会長

本日はお忙しい中、お集まりいただき有り難うございます。稲刈りの真っ只中であり、長雨で天候不順のため合間を見ながら刈り入れをされている方もいるかと思われま。昨年よりコロナ感染がおさまらず拡大している状況の中、例年どおり稲刈りがあり、大変お忙しい中でのご出席かと思ひ感謝いたします。

水稻の作況指数であります。8月15日現在、島根県は例年並みと発表されました。令和2年産の米が余っている状況で単価も下がるのではないかと言われております。この作況指数は9月25日にまた発表されますがどのように発表されるのか心配のところでございます。

それでは出席者報告及び総会成立宣言を事務局よりお願いします。

事務局 委員総数5名、出席者数5名、委任状0名、欠席者数0名、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により過半に達していることから、本総会が成立することを宣言いたします。なお本日は最適化推進委員さんが出席されております。

会長 それでは議事録署名者の指名に入ります。2番戸田委員さん、3の大迫委員さんをお願いしたいと思いますですがよろしいでしょうか。

2,3番委員 はい。

会長 議事に入りますが、本日提出されているのが議案3件、報告事項2件ございます。それでは議案第1号 農地法第2条に規定する農地でない土地の証明願について、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第1号 農地法第2条に規定する農地でない土地の証明願についてご説明します。資料3頁をお開き下さい。令和3年8月30日付けで証明願を受理しております。

申請者は、邑智郡■■■■の■■■■さんです。申請の土地は、全3筆ございます。川本町大字■■■■、地目は田、面積■■■■㎡、川本町大字■■■■、地目は田、面積■■■■㎡、川本町大字■■■■、地目は畑、面積■■■■㎡です。申請位置につきましては資料4頁、資料5頁には農地図を掲載しております。

本件につきまして、申請者より証明を受けようとする理由についてご説明します。田2筆につきましては、雑木が密集しており、終戦後から山中により耕作放棄され農地として復旧困難である。畑1筆も宅地造成工事以降、耕作放棄により原野化している。また、農用地区域外の農地であること及び土地改良事業等補助事業の対象地でないことは確認済みです。

なお現地につきましては、9月14日（火）に福谷会長と■■■■委員と一緒に現地確認をしております。資料6頁に現地確認写真を掲載しております。

田2筆■■■■と■■■■については、周囲の状況から林地化していることが想定されることから、非農地の基準に適合するのではないかという意見を頂きました。こちらにつきましては、平成24年12月27日付け県の通知（別紙）によりますと、①その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件が著しく困難な場合、②その土地の周囲の状況から見て、その土地を農地として復元しても継続して利用することが出来ないと見込まれる場合、に該当すると思われまます。

また、畑■■■■につきましては、上記の基準には適合しませんが平成16年3月18日付け関東農政局の通知（別紙）によりますと、「花きや野菜等の作物の栽培が行われている土地がごく小面積であり、かつ、当該部分の位置など住宅の敷地との関係等から見て住宅の敷地から独立して取引の対象となり得ると認められない場合には、当該部分が現に耕作されていても農地法第2条第1項の「農地」には該当しない」と通知されております。

また、別紙裏面の全国農業会議では「面積等の基準は定めていないが固定資産評価における地目の取扱基準によると、200㎡を越えない範囲については家庭菜園を認める」と記載があります。

本件につきまして、これらの考えを照合して非農地として判断するのか、当総会で

独自で策定して判断するのか、そもそも私が先ほど説明した内容が合致するのか、ご審議をお願いします。以上で、議案第1号の説明を終わります。

会長 現地調査を私と■■■委員さんに行きました。■■■委員さん、現地報告をよろしくお願ひします。

■■■委員 会長と現地確認しました。田2筆につきましては、山林化しており非農地として判断しております。畑につきましては、現地で会長と話をしたのですが、事例があるかどうか調べてほしいと事務局へお願いしました。本日の総会で説明がありましたが該当するかどうか皆さんと議論して判断を出したいと思います。現地の畑の状況ですが、シソが生えており、その他は雑草が茂っており耕作できない状態ではなかったです。

会長 審査時間をしばらくとります。

各自資料確認

会長 お目通しされたかと思います。何かご質問・ご意見等ございますでしょうか。

■■■委員 提出された書類に記載されている「固定資産評価における地目の取扱基準に合わせ…」とは、どういう意味ですか。例えば宅地課税が課せられるという解釈ですか。

事務局 固定資産評価というのが、以前宅地だった場合に200㎡を越えない範囲であれば家庭菜園となり、畑として課税するのではなく宅地として課税するという考えです。

■■■委員 「地目の取扱基準に合わせ…」とは取扱基準は川本町の場合はどうなりますか。

事務局 確認したところ宮崎県のとある市町村の農業委員会で税を統一した取扱基準があり、それにより固定資産評価に基づいて課税している話ではありました。川本町ではそのような事をしていないということでした。

■■■委員 川本町の固定資産税では農地に建物（倉庫など）が建っていると宅地扱いになるのですか。

事務局 固定資産税の取扱いについては即答しかねます。農地法上は、200㎡未満の農業用施設扱いで転用の届出は不要です。

会長 採決に移ります。議案第1号 農地法第2条に規定する農地でない土地の証明願について、非農地として証明してよろしいでしょうか。よろしければ挙手を持ってお願いします。

全員挙手

会長 全員挙手ということで非農地と判断します。続きまして議案第2号 農地法第3条

の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明します。資料7頁をお開きください。令和3年9月2日に許可申請書を受理しております。無償による農地の権利移動に伴い、農地法第3条（農地法施行規則第17条第2項該当）に基づく農地の指定をするものです。

譲渡人は■■■■さん、譲受人は■■■■さんです。申請地は、川本町大字■■■■■■■■、地目は畑、面積は■■■■㎡です。

農地図につきましては、資料14頁です。位置図は資料13頁になります。

次に、許可する上で必要な条件を満たしているか説明します。農地法第3条第2項第1号（全部効率利用要件）については、資料9頁の計画により水稲及び野菜栽培をされる予定です。

第4号（農作業従事要件）につきましては、資料9・10頁をご覧ください。年間を通じて150日以上、家族で農作業に従事されますので、農作業従事要件を満たしております。

第5号（下限面積）ですが、資料10頁をご覧ください。今回取得される農地を含めて■■■■㎡で旧■■■■（全域）の下限面積10a（1,000㎡）を満たしております。

最後に第7号（地域との調和要件）ですが、資料12頁の記載のとおり既に耕作等管理されているので、周辺地域への利用に及ぼす影響は特にないと考えられます。

以上のことから、農地法第3条における一般許可要件を全て満たしているものと判断します。

また、現地の状況については、9月14日（火）に福谷会長と■■■■委員と現地確認をしております。資料15頁に現地確認写真を掲載しております。

以上で、議案第2号の説明を終わります。ご審議のほど、宜しくお願いします。

会長

■■■■委員さん、現地調査の報告をお願いします。

■■■■委員

この場所は譲受人の■■■■さんの農地に隣接しており、現在イチジクや柑橘系を栽培されておりました。■■■■さんがこのまま管理されるということで喜ばしいことかと思っております。

会長

審査の時間をとります。

各自資料確認

会長

お目通しいただけましたか。何かご質問・ご意見等ございますか。無いようでしたら採決に移ります。議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について、許可相当と思われる方は挙手を持ってお願いします。

全員挙手

会長

全員挙手ということで許可相当と認めます。それでは議案第3号 農業振興地域整

備計画の農用地利用計画変更について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第3号、農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更について、ご説明します。資料16頁をお開き下さい。令和3年9月7日付川産第220-2号により、川本町長から当委員会会長に対し川本農業振興地域整備計画の変更について意見を求められました。今回は、川本町農業振興整備計画における農用地利用計画の農用地区域の変更が7件出ております。それでは説明しますので、資料17頁をお開き下さい。

整理番号1、除外する土地は、川本町大字■■■■■、地目は田、面積は■■■■■㎡の内■■■■■㎡です。土地の所有者は■■■■■さんです。除外の理由は、携帯電話中継基地局の建設です。農地区分については、第2種農地として判断しています。

整理番号2、除外する土地は、川本町大字■■■■■、地目は畑、面積は■■■■■㎡の内■■■■■㎡です。土地の所有者は■■■■■さんです。除外の理由は、携帯電話中継基地局の建設です。農地区分については、第2種農地として判断しています。

整理番号3、除外する土地は、川本町大字■■■■■、地目は畑、面積は■■■■■㎡の内■■■■■㎡です。土地の所有者は■■■■■さん。除外の理由は、携帯電話中継基地局の建設です。農地区分については、第2種農地として判断しています。

整理番号4、除外する土地は、川本町大字■■■■■、地目は畑、面積は■■■■■㎡の内■■■■■㎡です。土地の所有者は■■■■■さん。除外の理由は、携帯電話中継基地局の建設です。農地区分については、第2種農地として判断しています。

整理番号5、除外する土地は、川本町大字■■■■■、地目は畑、面積は■■■■■㎡の内■■■■■㎡です。土地の所有者は■■■■■さん。除外の理由は、携帯電話中継基地局の建設です。農地区分については、第2種農地として判断しています。

整理番号6、除外する土地は、川本町大字■■■■■、地目は畑、面積は■■■■■㎡の内■■■■■㎡です。土地の所有者は■■■■■さん。除外の理由は、携帯電話中継基地局の建設です。農地区分については、第2種農地として判断しています。

整理番号7、除外する土地は、川本町大字■■■■■、地目は畑、面積は■■■■■㎡の内■■■■■㎡です。土地の所有者は■■■■■さん。除外の理由は、携帯電話中継基地局の建設です。農地区分については、第2種農地として判断しています。

資料19頁は全体の位置図を掲載しております。資料20～24頁の赤字部分が今回除外する土地を示しております。

資料25頁以降は、農地地区の変更申出書になります。申出者は7件全て（事業計画者）■■■■■さんになります。

選定理由としては、この周辺地域では携帯電話の不感地域となっており多数のお客様からの要望により不感地域を改善するために基地局を設置することとなりました。この周辺地域の地形や電波状況等により、この場所でないと不感地域が改善されないため、当該申請地を選定しました。

用地については、農用地区域以外の土地についても検討しましたが、当該申請地が最も効率よく広範囲に通信を確保できることから、必要かつ適当であって農用地区域以外の区域内の土地をもって代えることが困難であるため、この申請地を選定されております。

なお、番号毎に農地図・位置図等関係図面・現況写真・完成イメージ図を掲載していますのでご確認をお願いします。

また現地の状況については、以前の認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に

伴う事業計画書の認定の際に各委員さんに現地確認をして頂いております。

整理番号1の関係書類は、資料25～33頁です。整理番号2の関係書類は、資料34～41頁です。整理番号3の関係書類は、資料42頁～49頁です。整理番号4の関係書類は資料50～57頁です。整理番号5の関係書類は資料58～65頁です。整理番号6の関係書類は、資料66～73頁です。整理番号7の関係書類は、資料74～81頁になります。

今回承認されますと、川本町にて農業振興地域整備計画の公告を行い島根県へ公告した旨を報告する流れとなります。こちらにつきましては、農振法施行規則第37条の規定に基づいております。

以上で、議案第3号の説明を終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

会長

現地調査は前回、説明されておりますので審査時間をとります。

各自資料確認

会長

お目通しいただきましたか。何かご意見・ご質問等ございませんか。無いようでしたら議案第3号 農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更について、承認してよろしいでしょうか。よろしければ挙手を持ってお願いします。

全員挙手

会長

全員挙手ということで承認されました。報告事項に移ります。報告第1号 携帯電話基地局設置工事に伴う届出について、事務局より説明をお願いします。

事務局

報告第1号 携帯電話基地局設置工事に伴う届出について、ご報告します。工事完了報告書を3件受理していますので、1件毎にご報告します。

資料82頁をお開き下さい。申請者は、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXさんです。令和2年9月24日付け川農委第42号で受理通知をした携帯電話中継基地局新設工事が完了したので、報告書の提出がありました。

事業の名称は、楽天モバイル携帯電話中継基地局の設置です。事業の概要は、コンクリート柱1本及び付帯設備の設置です。設置場所は、川本町大字XXXXXXXXXX、設置（転用）面積はXXXX㎡の内XX㎡です。

土地所有者は、川本町大字XXXXXXXXXX、（故）XXXXさんで契約者はXXXXさんです。工事期間は、令和2年9月30日着工し令和3年3月3日完了しております。

工事写真（竣工）を資料83頁に掲載しております。農地図を資料84頁に掲載しております。

また現地の状況については、9月14日（火）に福谷会長とXXXX委員と一緒に現地確認をしています。資料85頁に現地確認写真を掲載しております。

続いて2件目の説明をします。資料86頁をお開き下さい。申請者は、同じくXXXXさんです。令和2年10月21日付け川農委第56号で受理通知をした携帯電話中継基地局新設工事が完了したので、





頁をお開き下さい。相続等の届出を5件受理していますので番号毎に説明します。

番号1、届出人は[ ]さんです。(故) [ ]さんから [ ]さんへ田[ ]筆、面積 [ ]m<sup>2</sup>、畑 [ ]筆、面積 [ ]m<sup>2</sup>を相続されます。

番号2、届出人は [ ]さんです。(故) [ ]さんから [ ]さんへ田 [ ]筆、面積 [ ]m<sup>2</sup>、畑 [ ]筆、面積 [ ]m<sup>2</sup>を相続されます。

番号3、届出人は [ ]さんです。(故) [ ]さんから [ ]さんへ田1筆、面積 [ ]m<sup>2</sup>、畑 [ ]筆、面積 [ ]m<sup>2</sup>を相続されます。

番号4、届出人は [ ]さんです。(故) [ ]さんから [ ]さんへ田 [ ]筆、面積 [ ]m<sup>2</sup>、畑 [ ]筆、面積 [ ]m<sup>2</sup>を相続されます。

番号5、届出人は [ ]さんです。(故) [ ]さんから [ ]さんへ田 [ ]筆、面積 [ ]m<sup>2</sup>、畑 [ ]筆、面積 [ ]m<sup>2</sup>を相続されます。

以上で、報告第2号の報告を終わります。

会長

相続の届出について説明がございました。これについて何かご質問等ございますか。無いようですのでこの届出について受理いたします。

以上、本日提出された議案3件、報告事項2件を全て受理、許可相当と認めます。「その他」について、事務局よりあればお願いします。

事務局

「その他」

**情報提供及び協議**

○農地中間管理機構(しまね農業振興公社)への農地法3条の3第1項の届けに基づく情報提供について

相続人の承諾を得た分については、10月1日付け受付分より公社への情報提供を行う。総会出席時に公社の推進委員へ第3条の3第1項の届けの写しを渡す。

◇次回総会の開催日について

令和3年10月20日(水) 9時30分～ 会議室

以上、会議の顛末を記録し、相違なきを証するために署名押印する。

令和 年 月 日

会 長

議事録署名者

議事録署名者